

○吉本議長 通告3番目、16番、尾和弘一議員、一問一答方式で質問願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 16番、尾和弘一であります。議長の許可を得ましたので、質問をさせていただきますと思います。

まず第1点であります。岩出市の一般職員と非常勤職員の格差の解消についてお聞きをしたいと思います。

安倍政権下において、アベノミクスが語られておりますが、その中身は、低額働かせ放題の労基法改悪、首切りの自由化、労政審解体など、長時間労働の規制と言いながら、年間720時間を超え、繁忙期には月100時間という過労死ラインを超えることは規制などと言えません。

また、同一労働、同一賃金と言いながら、人材活用の仕組みが違えば基本給が違って不合理的ではないという空手形の乱発であります。日本には非正規労働者が全労働者のほぼ4割を占め、2,000万人とも、現在言われております。

年収200万円未満の人が、9年連続で1,000万人もふえており、6人に1人が生活するのに、生活いっばいの状況にあります。

ある大学では、世紀の教職員の給与のカットは労働条件の不利益変更にあたり、現行法上、実施が困難だからという、要するに1年契約の職員は簡単にカットできる、不満ならやめろという政策をとっております。

過去、私はこの格差解消について、岩出市に質問した際、それを承知で雇用されているという岩出市の答弁がありました。全くどこにおいても同様の認識であるということをつくづく感じておりました。労働契約法第20条の均等待遇の精神など、どこ吹く風であるのが実態であります。

そこで、以下の質問を行いますので、岩出市長の答弁を求めたいと思います。

まず第1点に、岩出市職員として働いておられる皆さんの現状をお聞きをしたいと思います。賃金及び労働条件において、どのような格差が、差別があるのか、具体的に回答を求めたいと思います。

2番目に、正規職員と臨時職員、非常勤の数はどのような実態にあるのか、過去5年間と比較して、現在の実態をお聞きをしたいと思います。

3番目に、今後、この格差・差別の解消に向けて、どのように取り組みをしていくのか、市長の答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 通告書に基づき、答弁をさせていただきます。

尾和議員ご質問の一般職と非常勤職員の格差の解消についての1点目、格差の実態はどうかについてお答えいたします。

まず、職員の給料について申しますと、採用後2年目の事務職の給料月額が19万100円、保育士職は16万6,200円、業務員は15万5,800円です。

次に、臨時職員について申しますと、事務補助員の賃金については月20日勤務で月額14万800円、保育士職で16万4,200円、業務員で21万4,600円となっております。

休暇等の労働条件については、臨時職員については、有給の休暇として、年次有給休暇、公民権行使の際の休暇、裁判員等として出頭する際の休暇、親族が死亡した際の休暇、災害等による出勤困難な際の休暇があります。また、無給の休暇としては産前産後休暇、育児時間休暇、子の看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、病気休暇があります。

次に、2点目の正規職員と臨時職員数についてですが、現在と5年前の人数を各課別にお答えをいたします。

申し上げます順番は、まず所属課名を申します。その後に、平成29年3月1日現在の正職員数と臨時職員数を申し上げ、その後に、5年前、平成24年3月1日現在の正規職員数と臨時職員数を課別に順次申し上げます。

まず、平成29年3月1日の数字から申します。市長公室、正職員7名、臨時職員ゼロです。それから、同じく市長公室の平成24年のときは、正職員7名、臨時職員ゼロです。

同じく、その順番で申してまいります。

総務課、平成29年は18人と3人、平成24年、19人と3人。

財務課、29年は7人とゼロ人、24年は7人とゼロです。

それから税務課、29年は20人とゼロです。それから、24年は19人と1人です。

市民課、29年は8人とゼロです。それから、24年は9人とゼロです。

福祉課、29年は15人と7人です。それから、24年は21人と3人です。

子育て支援課、29年は8人と1人です。この課につきましては、24年当時はありませんでした。

それから、生活環境課、29年、7人と1人です。それから、24年は6人とゼロです。

次に、クリーンセンター、17人と19人です。それから、同じく24年も17人と19人です。

保健推進課、29年、14人と4人です。24年は12人と2人です。

保険年金課、29年は18人と1人です。同じく、27人と8人です。

それから、長寿介護課、29年は14人と8人です。長寿介護課につきましては、平成24年当時はありませんでした。

それから、土木課、18人とゼロです。それから、24年の土木課については14人とゼロです。

都市計画課、4人とゼロです。都市計画課の24年は7人とゼロです。

産業振興課の29年は7人とゼロです。その当時、農林経済課でありました産業振興課、9人とゼロであります。

それから、地籍調査課ですけれども、これにつきましては、29年、ことはありませんけれども、平成24年当時は申しますと、8人と1人です。

それから、農業委員会、29年は3人とゼロです。農業委員会の24年は1人とゼロです。

上下水道業務課、これにつきましては、29年が9人とゼロです。それから、24年は10人とゼロです。

上水道工務課、29年は10人と2人です。それから、24年当時は、上下水道工務課と申しておりましたけれども、その当時は11人と2人です。

下水道工務課の29年は10人とゼロです。下水道工務課につきましては、24年はありませんでした。

続いて、出納室、29年は4人とゼロです。同じく、24年は4人とゼロです。

議会事務局は3人とゼロです。24年も3人とゼロです。

教育総務課、14人と27人、それから、24年当時は14人と21人です。

生涯学習課、29年は17人と17人です。それから、24年は15人と13人です。

岩出図書館、29年は5人と2人です。その当時の図書館ですけれども、図書館係ということで5人と2人です。

それから、民俗資料館、2人と1人です。24年は2人は2人です。

次、保育所に参ります。岩出保育所、10人と12人です。それから、24年当時は10人と10人です。山崎保育所、19人と19人です。同じく、24年は14人と12人です。当時山崎北保育所がございました。13人と11人です。それから、根来保育所、29年は15人と16人、それから、24年は14人と11人。上岩出保育所、14人と13人、24年度は14人と11人。

地域子育て支援センター、29年は2人と3人。それから、24年当時は1人と3人

です。

合計を申します。平成29年3月1日現在の正職員は326人、臨時職員は156人、平成24年3月1日現在の正職員は319人、臨時職員は135人。

以上が、2点目の説明でございます。

それから、次に、3点目の格差の解消に向けての取り組みはどうかについてでございます。

平成29年3月7日に、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案が閣議決定され、法案が国会に提出されました。この法律は、一般職の非常勤職員の任用等について、法律で任用の制度を明確化するとともに、非常勤職員に期末手当の支給が可能となるよう、地方公務員法等を改正するものです。法案が施行されれば、非常勤職員に期末手当の支給が可能になり、賃金の格差の解消にもつながります。今後、国からの非常勤職員の任用についての取り扱いの詳細が示されてくると思われるので、制度改正の情報収集に努め、制度改正に取り組んでいきたい、そのように考えてございます。

以上でございます。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁をいただきました。實際上、総数として、臨時職員、いわゆる不安定な非常勤職員の方は、5年前に比べて、135人から156人、すなわち21名の方が、實際上、非常勤職員としてふえてきているというのが実態ではないかと思うんですね。

だから、そこで問題なのは、今、最後に格差是正の問題で答弁がありましたが、非常に遅い、いわゆる実態にある。年間、所得にしまして、岩出市の職員で非常勤の方は、實際上、幾らあるのか、総額として。それから見ていく必要があると思うんですが、それとあわせて、期末手当が支給されていない。ここら辺をどのように解消していくのか。そして、先ほども言いましたが、労働契約法の20条で、同様な仕事をしている場合は、同一の条件を満たすようすべきだという基本法律があるわけですが、それについてもいまだに改善がされていないというのが実態であると思うんです。

そこら辺をどのように改善をしていくことが、今大切だと思うんですが、今の答弁では、政府のほうから指針が出た場合に、制度改正にしていくということですが、いつぐらいに、それをめどとして考えておられるのか。格差是正、いわゆ

る賃金の面とあわせて労働条件の格差を縮めていくのかということが大切やと思うんですが、その点について、再度ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 尾和議員の再質問にお答えをいたします。

まず、総額の話が出ましたので、総額の話させていただきます。正規職員には期末手当が支給されております。年収で申し上げます。事務職は306万7,555円、それから、保育士職は273万8,916円、業務員は342万8,810円であります。

それに対しまして、臨時職員の事務補助員でございます、171万3,600円。保育士職は209万1,600円、業務員で297万7,200円でございます。この金額につきましては、先ほど月額で申し上げたものを年額に改めたものでございます。

それから、期末手当が支給されていないじゃないかと、臨時職員についての話ですけども。これにつきましては、臨時職員の賃金につきましては、平成24年4月に見直しを行い、それまで期末手当を支給していたところですが、臨時職員からの要望等もあり、期末手当を廃止し、賃金額に振りかえ、増額した経過があります。

それから、解消の時期はいつごろになるかということでございますけれども、これはまだ法案が国会に提出されたばかりでございます。先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、法案が施行されれば、非常勤職員に期末手当の支給が可能になり、賃金の格差の解消にもつながります。今後、国から非常勤職員の任用についての取り扱いの詳細が示されると思われますので、情報収集に努めてまいりたい。

以上でございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 基本的に、いわゆる正職員と非常勤職員、いわゆる臨時職員の方ですね、職場内では、市民の皆さんが窓口に来られて、この方が非常勤職員だと、正職員だという色分けはないんですよ、実際上は。仕事をする上において、同じような仕事の業務をやられておるんですね。しかし、現実的には、今、総務部長が答弁ありましたが、賃金の格差で約100万ぐらいの開きが年間あるわけです。

こういう実態をいつまでも放置をするということは、これは同一労働、同一賃金の観点から言えば、それを一日も早く解消していくという努力が、みずから地方自治体のほうでやるべきだと。格差是正、働いている人たちの立場に立って物事を考えるならば、そこら辺をいかにして早く縮めていくのかということが求められてい

るのであります。

余談になりますが、3月14日というのは、1883年に資本論を書いたマルクスの命日になります。60歳以上の方は、一度は手にしたことがあると思うんですが、日本においても、富が過剰に一部の人に集中して、多くの方が貧困に苦しんでおられる。こういう実態を解消するためには、基本的にどうあるべきか。労働者の権利を守り、労働者の雇用形態に起因する差別をなくしていくと、こういう姿勢が、私は行政から自主的にやっぱりやっていくべきだと。みずから、人権を守り、差別をなくしていこうという立場に立てば、そういう発想は私はないと思うんですね。行政みずからが、その差別解消のためにどうしていくのかということが問われているんだと、私は常々思っております。

官製ワーキングプアと言われている200万余りの手取りしかない、賃金しかない労働者、156名、今現在おられるということでもありますので、この方の労働条件向上のために、一日も早い施策をもってどう改善していくか。このことを強く申し上げて、市の答弁をいただきたいと思えます。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えをいたします。

同一労働、同一賃金の話が出ましたので、それについてですけども、まず、政府は、平成28年12月20日にガイドラインの案をまとめて示されてございます。その中には、賃金の骨子となる基本給については、非正社員の経験能力が正社員と同一なら同一の支給を、違うのなら違いに応じた支給をしなければならないと、こういう基準をまず示されてございます。

それから、地方公務員について申しますと、地方公務員法の第24条第1項、これについては、職務給の原則がうたわれてございます。地方公務員の給与決定に際しては、地方公務員法の第24条第1項の規定に基づき決定をしてございます。内容は、職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならないということでございます。以上のことから、我々は、この賃金、あるいは給与について決定をさせていただいておるということでございます。

以上でございます。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時50分から再開いたします。

休憩

(10時35分)

再開

(10時50分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

引き続き、2番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、受動喫煙対策について質問をさせていただきたいと思います。

今、日本人でたばこを吸わない人が受動喫煙で肺がんを発症して死亡するリスクは、受動喫煙がない人に比べて約1.3倍に上昇していると、国立がん研究センターを中心として、研究班が昨年8月末に発表されております。国内の9本の研究論文をまとめて解析し、科学的に証明されたのは今回が初めてだと言われております。

1984年から2013年に発表された喫煙者の夫がいる非喫煙者の妻を対象に解析したところ、受動喫煙がある人は、ない人に比べ、肺がんリスクが1.28倍上昇しているということであります。いわゆる家庭で旦那さんがたばこを吸うて、奥さんがたばこを吸わない奥さんに対して、肺がんのリスクが1.28倍上昇しているということであります。

今回の成果を踏まえて、肺がんのリスクは確実にとなり、また、できるだけ避けるから避けるに修正されたのであります。喫煙室でたばこを吸っても、ドアの開閉により、そのたびに煙は拡散をしているのであります。

また、喫煙者のたばこの煙は早く、6メートルから8メートルぐらい影響があると言われております。現に岩出市役所内の問題についても同様のことが起きているということ認識すべきだと思っております。

そこで、1番目に、健康増進法改正案で、三段階の規制を行い、敷地内禁煙、屋内禁煙、禁煙室設置可の屋内禁煙に分けて規制し、悪質違反には努力義務から過料を科すという改正が出てきております。今回の改正によって、岩出市の公共施設における禁煙対策をどうしていくのか、まずお聞きをしたいと思っております。

また、庁舎あるいは小中学校内での対策について、現状と、今後、具体的にどうしていくのか、いずれについてご答弁をいただきたいと思っております。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 通告書に基づき、答弁をいたします。

尾和議員ご質問の2番目、受動喫煙についての1点目、健康増進法改正のポイント

トについてお答えいたします。

現在、健康増進法改正法案は、国会にまだ提出されておられません。法改正のポイントには、健康増進の観点に加え、2020年の東京オリンピック・パラリンピック等を契機に、日本の受動喫煙防止対策をオリンピック開催国と同等の水準とするため、従来の努力義務よりも実効性の高い制度とするものであると認識しております。

次に、2点目の公共施設内の禁煙対策はどうかと、3点目の庁舎・小中学校、その他の対策はどうかについて、あわせてお答えいたします。

現在、市庁舎を含む公共施設においては、受動喫煙対策を講じているところですが、健康増進法の改正に伴い、必要な措置を講じてまいります。

なお、小中学校についてですが、和歌山県内公立小中学校は、学校敷地内禁煙となっています。

以上でございます。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、健康増進法の改正に伴って、対策を打つということではありますが、例えば、岩出市役所内、1階の北から入ったところの左の部屋が喫煙室として設置をされております。これについては三段階の規制がありまして、敷地内禁煙、小・中・高校、医療機関、屋内禁煙として、官公庁、社会福祉施設、大学、それから室内禁煙として、喫煙室を設置をすればいいですよということなんですけども、こちら辺については、平米数に応じて、スナックとか飲み屋とかというものについては適用外にしていこうという動きが見られますが、現に岩出市役所内、この喫煙室については、これからいきますと、喫煙室を設けてもだめだという見解であります。そうしますと、今の喫煙室については撤去をされるのか、その点について、まずお聞きをしたいと思います。

それとあわせて、小中学校については敷地内、これは禁煙になるということですが、例えば、公民館、それから体育館、屋内施設についても、当然、この受動喫煙に関連して起き得る疾病の度合いを考えれば、体育館においても敷地内の禁煙はすべきでないというように法規制がされようとしているわけではありますが、その点について、岩出市ではこれについてどうしていくのか、お聞きをしておきたいと思っております。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 尾和議員の再質問にお答えをいたします。

先ほどの答弁と繰り返しになりますけれども、健康増進法の改正法案はまだ国会に提出されていない状況であります。しかしながら、現行の健康増進法第25条、これは受動喫煙の防止について載っておりますけれども、これについては遵守すべきであると、そのように考えてございます。

したがいまして、ご質問にありました、ただいまの喫煙室の撤去、これにつきましては、健康増進法が改正された後に、こちらのほうで検討させていただく、また、法の遵守をさせていただくと、そういうことでございます。

○吉本議長 教育部長。

○秦野教育部長 尾和議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど、総務部長が答弁したとおりでございますが、公民館、体育館につきましても、健康増進法が改正されれば、必要な措置を講じてまいります。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 これは基本的に、健康増進法が改正されるということは当然なんです、それに従って、各公共施設、市の施設ですね、これは守るべきであろうと思うんですけども。現行は、実態は、いまだに指定された場所で、岩出市職員も裏の教育委員会の出たところで堂々とたばこ吸っているんですよ。

例えば、東から入ったトイレへ行くあそこの前のところに、職員が勤務時間中ですよ、たばこを吸って、これから見たら、市民の皆さん、どう思いますかね。私は、勤務時間中には喫煙はやっぱり禁止をすべきだと。当然、敷地内においても、そういう制度を待たずして、人の命を大切に思うのであれば、みずから吸う人は別ですよ。みずから吸うて、たばこで肺がんになってもいいわという人は、これはそこまで規制をするということはできませんから、個人の自由だと言われたら、それはそれで認めざるを得ない面もありますが、それによって被害を受ける人たちのことを考えれば、これは当然、やはりそういう受動喫煙に対する考え方を喫煙者はやっぱり配慮すべきだということを強く認識をしてもらわないと、ざる法にならざるを得ないということだと思っておりますね。

今の答弁では、教育部長も総務部長も、改正されれば、それにしていきますよということではありますが、やはり、これはみずからその対策を早目早目に打つということは、これは大変重要な問題であろうと思うんですけども、その点についてご答弁をいただきたいと思っております。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えをいたします。

先ほどから申しておりますけれども、現行の健康増進法にも受動喫煙については載っております。我々は、この25条を遵守すべきであり、遵守をしているところでございます。

それから、受動喫煙の定義ですけれども、現行の健康増進法の第25条に載っております受動喫煙、これは室内またはこれに準ずる環境において、他人のたばこを煙を吸わせることをいうと、このようになってございます。これは室内等におりますので、室外については、受動喫煙には私は当たらないと、そのように考えてございます。

以上でございます。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、学校給食問題についてお聞きをしたいと思います。

最近、和歌山県の御坊市、東京の立川市で、連続して学校内における食中毒が発生をしてきました。一度起きると、小中学校、大変児童に与える影響というのは甚大なものが発生をするわけでありまして。日ごろから細心の注意を払って業務をしておられると思いますが、万全を期すため、何件か質問させていただきたいと思っております。

まず第1に、岩出市の給食における安全食を提供していくために、日常的な実態の取り組みをお聞かせいただきたいと思います。

それから、2番目に、岩出市における過去異物混入の発生の状況、具体的に求めておきたいと思っております。

また、食中毒への対策として、具体的にどのようなことを考えておられるのか、これもお聞きをしたい。

それから、公立小学校における給食の問題であります。今、これは朝日新聞が、昨年、掲載によりますと、全国で55の市町村が無償化を実施をしております。中でも、栃木県の小田原市の市長は、この給食費無料化について、このように述べられております。最近の児童生徒の中には、朝食の欠食、肥満傾向、過度のやせ身が見受けられる。これらは将来の生活習慣病との関係も指摘され、身についた食習慣は、

大人になって改めることは困難です。成長期にある子供への食育、徳育は、健やかに生きるための基礎を醸成するものであり、この市長は、給食の無償化をして実施をしたんだと、こういう趣旨ですね。

本来、学校における全ての者は、憲法でもうたわれております、無償化すべきであると言えます。岩出市において、無償化への取り組みを求めたいと思うんですが、さらに、現在、無償化した際、幾らの支出となるのか、ご答弁をいただきたいと思っています。

それと、4点目に、岩出市の児童生徒への補助金の交付対象者、これについて具体的にどうなっているのか、ご答弁をいただきたいと思っています。

○吉本議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 通告書に基づき、答弁をさせていただきます。

尾和議員の一般質問3番目の給食に関して、お答えいたします。

1点目の他の自治体の取り組みにつきましては、全国の学校給食を供している全ての自治体において、学校給食法第9条第1校の基づく学校給食衛生管理基準により、給食を児童生徒に供しているところであります。また、本市では、その基準に基づき、学校給食における異物・食中毒対応マニュアルに基づき対応しているところでございます。

次に、2点目の異物混入対策及び食中毒対策ですが、混入対策では、食材へ異物が混入していないか、検収や下処理及び調理の全ての段階で、複数の調理員で目視を徹底することで、異物の混入を防いでいます。

食中毒対策では、国の基準に基づき、調理員から赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌血清型O157、その他の細菌等が抽出されないか、月2回、検便を行うとともに、調理員の健康状態を毎日個人ごとに把握しています。

次に、3点目の無料化すると幾らになるのかにつきましては、平成29年度当初予算ベースで換算しますと、給食の無料化に係る費用は、2億3,498万1,000円でございます。なお、全児童生徒の無料化については、現時点では考えてございません。

次に、4点目の給食費の減免対策はどうかにつきましては、要保護世帯、準要保護世帯で、児童扶養手当を全額受給している世帯が免除対象となっております。また、給食費の徴収は、原則、銀行口座等からの引き落としとなっております。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 マニュアルに従ってやっておられるということではありますが、最近起きたこの事例ですね、事件によって、岩出市ではどういう対策をされてきたのか、これについて答弁がありませんが、これらについてもお聞きをしたいと。

それから、2番目に、異物混入について、具体的に食材を通じてということではありますが、食品の異物混入には目視だけではわからない実態があります。異物であることに対する、例えば、ナイロンとか貴金属とか、その他、複数の異物というのは発見をされるんでありますが、そこら辺について、目視だけではわからないところをどうカバーしていくのか、これはほかの技術的な・科学的な検知材を使ってやる必要があるというふうに思っておりますが、これらについての具体的な対策を重ねてお聞きをしたいと思います。

それから、給食費の無償化について、2億3,000万余りかかるということではありますが、私は、他の資料なんかを見ますと、それにまされ得る将来の子供たちに対する給食の無料化、これは最近、愛媛県の宇和島市で、4月から小中学校の給食費を無償化したということで、取り組みが予算案に積まれて1億8,000万余り計上された自治体があります。

私は、将来、給食費についても無料化の検討する材料として考えるべきではないかというように思っておりますが、今の答弁では全然意思がないということなんです、スケジュールをもって検討する必要性をどのように認識されているのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、児童生徒への補助金の交付対象、これについては、要と準要という形で免除対象にしておるということではありますが、これについて人員は何人で、具体的に幾らの免除をしているのか、お聞きをしておきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 尾和議員の再質問にお答えをいたします。

最近の事例への対策ということでございますが、教育委員会としましては、県教育委員会の指導に基づき、給食を実施してございます。基本的には、先ほども申し上げたとおり、学校給食衛生管理基準に基づき、適切に管理しているところでございます。

御坊市等の事例から、どのような対策をとということであろうかと思いますが、県教育委員会からは、毎日の健康調査及び検便検査等をきっちりしている場合、給食

調理員が給食を食べても差し支えないという見解が出ておりますので、特段、変更はしてございません。

2点目、目視だけではわからない、ナイロンや金属などのカバーはどのようにしているのかということですが、調理器具のボルト、あるいは歯、そういったものについては、使用前、使用中、使用后、欠け等がないか、チェックをするようにしておりますし、ビニール等の混入を防ぐために、ビニール袋を開いたりするときには、ビニールを全て切り落とすのではなく、必ず残しておくようにということなど、マニュアルに定めて対策をとってございます。

3点目の無償化の件につきまして、経済的に困窮されている家庭につきましては、免除という形をとってございます。基本的に、給食については保護者にご負担していただくというのが基本であると考えてございますので、現時点で、全児童生徒の無償化については考えはございません。

それから、援助の対象者ということではありますが、就学援助を受けている子供のうち、小学校で280名、中学校で163名、これは平成29年度当初予算ベースで、それだけの数を見込んでございます。

以上です。

失礼しました。金額については、小学生について、1食当たり230円、中学校について、1食当たり250円となっております。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 これは無償化の問題については、即やれというんじゃなくして、年次別に計画をして、将来に備えるということが求められると思うんですが、この小田原市の無償化に向けての経過については、平成22年から始まっておって、平成24年に全額無償化、小学生4,100円、中学生4,800円の完全実施をしているということでもあります。それから、22年、23年の間に、月額100円の補助とか300円の補助とか、それから2,000円の補助をして、最終的に全額、市が無償化をしていくという取り組みをされたわけではありますが、岩出市においても、そういう段階的な計画というのは全然考えておられないのか、それについて、現時点でどう思っておられるのか、お聞きをしておきたいと思えます。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

先ほどの再質問でもお答えしたとおりでございますが、基本的に、給食費は保護者に負担していただくべきであると考えてございます。必要な家庭には援助をしてございますので、現時点で無償化の計画はございません。

○吉本議長　これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　次に、子どもの医療費の無料化についてであります。

子供は将来の宝であって、次世代を担う無限の可能性を秘めたかけがえのない存在であります。経済的な格差によって、本来必要とされる治療が受けられないことがあってはならないと私は思っております。

また、子供に対する給付は、日本の将来への投資でもあります。将来、彼らが大人になって、勤労者になったときに、税金や社会保険料として返ってくるわけであり、決して無駄な投資ではないというふうに、私は考えております。

和歌山県下の各市町村では助成対象年齢を中学卒業まで、一部の自治体では高校を卒業するまで拡大しているのが現実であります。この制度は、保護者が安心して子供を産み育てられる環境づくりを進めるために、極めて重要な施策であり、子育て世代の大きな励みとなっております。

しかし、岩出市の現在の補助制度は、紀の川筋では、いまだに1割負担を求め、子供に対する助成はおこなっております。市民の声をじかに聞くことと市行政の施策とは大きく乖離しているのが現状であります。

指摘をしておるところであります。私は、過去の選挙戦で、乳幼児から中学校を卒業するまでの医療費無料化への拡充、立てかえ払いから現物給付方式の導入といった支援策に対して、子育て世代の皆さんのみならず、多くの岩出市民の方から強い要望を聞いております。子ども医療費の助成制度に対する批判の声は、いまだかつて一度も寄せられたことはありません。行政と議会は、これらの声に真剣に答えるべきであります。

多くの市民が子供の健やかな成長を願い、温かい心に立って、中芝市長は答えるべきであると。その市民の声に答えるべきであるということを強くまずもって質問をしておきたいと思っております。

そこで、1番目に、紀の川筋では一番おこなっているこの現状を中芝市長はどう認識されておられるのか、お聞きをしたいと思います。

2番目に、なぜ岩出市だけが無料化をしないのか、この問題についてご答弁をい

ただきたいと思います。

3番目に、現物支給については、これはさきの本会議でも質疑をしましたが、いつから実施をしていくのか。過去、関係機関と協議をしているということでありますが、いつから実施をしていくのか、これについてご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 通告書に基づき、4番目のご質問にお答えいたします。

1点目、子ども医療費無料化について、認識はどうかについてでございます。

子ども医療費助成事業は、子育て支援策の1つとして、子育て世帯における経済的な支援を行うとともに、子供の健康保持・増進を図ることを目的に実施しております。

紀の川筋である和歌山市、紀の川市、橋本市、いずれにおきましても、本市同様、中学卒業までの入院・通院を対象として助成を実施している状況であると認識しております。

続きまして、2点目、なぜ無料化しないのかについてであります。高額な医療費の支払いが予想され、かつ精神的な負担も心配される入院につきましても、中学生まで無料化を実施しております。通院につきましても、保護者や子供を取り巻く方々に、ふだんから子供の事故やけが、疾病予防に対する細心の注意、配慮、関心を持っていただくことが大切であり、また、将来にわたって、子ども医療費助成事業を安定的に運営していくことなども総合的に勘案し、岩出市の考え方として、一部自己負担をお願いすることとしたものでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

3点目、現行の改善について、現物給付はいつから実施するのかについてであります。現物給付化につきましても、現在、関係機関と調整中であるため、実施時期については、まだこの場でお答えできる段階にはありませんが、前向きに進んでいるということをご理解願いたいと思っております。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、国民の医療費の医療費全体、国全体の医療費の割合というのは、39兆円ぐらいになっております。そのうち、14歳までの子ども医療費は2兆4,000億円。全体の医療費から見れば、6.3%余りであります。

ちなみに、一方、65歳以上の医療費は22兆円、全体の56.3%を占めております。子どもの医療費は、65歳以上の医療費の約1割余りであります。医療制度の崩壊を招かないためにも、医療費の抑制は喫緊の課題であります。国民挙げて、健康維持の取り組みと、適時適切な治療のあり方が求められているのであります。

私は、この観点から言って、子供に対する支出のあり方、税金の使い方、これを根本的に改めていくということが、今求められていると思うんですね。

今、岩出市がなぜ医療費を無料化にしないのかということ、部長のほうで言われましたが、保護者への一部負担を求めている理由に、保護者が子供の関心を持っていたと、そういう答弁をされました。親であれば、誰でも子供の健やかな健康を守るため、成長を見るために、関心がないということはないんです。全ての親は自分の産み育てている子供に対して、非常に関心があるわけです。関心がありながら、病気になれば、それに対してどうしていくのかということ、手当をしていくというのは、これは人間であれば、本能的な親子の関係で言えば、その情愛というのは、誰でも、どこの親御さんでも持っておられる。そこに、岩出市はそういう観点で、親はそう見るべきだということ、その1割負担を求めているんだという理屈には私はならないと思うんですね。

いまだに岩出市だけが、この紀の川筋で、かつらぎ町、橋本市、紀の川市、和歌山市、海南市、今年度は新宮市でも実施をされている。和歌山県としても、この県政の中でも、将来を担う子供たちのために、予算を多く組んでいっているわけです。将来のために。なぜ岩出市だけがいまだに1割負担を強要しているのか。これは市民の考えとは完全に乖離をしております。

私は、選挙戦を通じてですね、あるご家庭の方から、Aさんという方なんです、率直にですね、・・。・・ぜひですね、本会議でそのことを言うてくれと。子供の痛みをわかっている市長であってほしいという願いをですね、いろんところで聞いております。

子供に対するこの医療費の助成制度、無料化に向けてですね、やはり岩出市がおくれている原因は、中芝市長にあるのではないかとということをお権者の皆さんが言われるんです。これはですね、私にとっては、強い、胸の痛いことではあります。言わざるを得ないんですね。現に、岩出市がおくれている原因なんです。一日も早く、これを中学生までの無料化実現をですね、ぜひ幹部の皆さんは推進をしてほしい、そのことを求めたいと思っておりますが、ご答弁をいただきたいと思っております。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。
市長。

○中芝市長 尾和議員の子ども医療費無料化についての再質問にお答えします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○尾和議員 ・・・・・・・・・・・・・・・・

○中芝市長 ・・・・・・・・

○尾和議員 ・・・・・・・・

○中芝市長 ・・・・・・・・

○尾和議員 ・・・

○中芝市長 ・・・・・・・・

○尾和議員 ・・・・・・・・

○中芝市長 ・・・・・・・・

○尾和議員 ・・・

○中芝市長 ・・・・・・・・

子ども医療につきましては、先ほどより部長から答弁させていただいているところですが、この事業は、子育て家庭への支援の1つとして実施しているものであります。市ではこのほかにも、子育て支援策として、さまざまな施策を展開しております。例えば、市内の保育所の定員をこの3年間で1,420人から1,512人と、92人ふやし、待機児童をできるだけ発生させない取り組みをしているほか、学童保育につきましても、対象児童を6年生まで拡大し、同じくこの3年間で、利用者は年々ふえているところであります。

以上のように、本市といたしましては、子育て支援に力を入れているところであり、今後とも、あらゆる世代に対し、バランスのとれた、さまざまな施策を展開してまいります。

以上であります。

○吉本議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 引き続き、再質問にお答えいたします。

今、市長が述べましたように、岩出市といたしましては、子ども医療の助成、これ入院については、全額助成しておるところでありますし、通院に関しても3分の2の助成をしておるところです。

それから、市長申し上げた以外にも、虐待の対応の強化であるとか、それからファミリーサポートセンターにおける子育て支援であるとか、それから乳幼児の訪問

の強化、さまざま子育て支援策を行っております。

何をもっておこなわれているのかわかるところもありますが、総合的に考えますと、岩出市におきましても、子育て支援策、十分やっておると考えておるところです。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、市長のほうから、何か本会議でふさわしくないような言葉を言われましたが、私は、一般市民の保護者の皆さんの声をこの場で披露しているわけでありまして、私はそういう立場にないですよ。ないですけども、そういう声がちまたにあるということを認識をしてほしいと。そして、一日も早く、岩出市が、横並びで医療費の完全無料化を取り組みを実施をしていただきたいという切なる声があるということを申し上げているわけでありまして。

そういう立場で、今、部長は、子育て支援については、いろいろやってるんだと言われますが、現実には、この実態をどう見るのか。また、聞いたところでは、岩出市で、子供さんできた、そしたら紀の川市へ転宅しようと。岩出市から離れて行って、和歌山市へ行こうと。持ち家の人は、当然、経済的な問題もありますから、それはできないにしても、そういう人があるという現実を、これは直視しないとだめだなあというふうに思うんですね。

そういう意味で、一日も早い、中学校卒業するまでの医療費の無料化、ぜひ、幹部の皆さんも真剣に取り組んでいただいて、実現を一日も早くやっていただきたい。そのことを質問して、答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員の再々質問にお答えをいたします。

誰々が言うてる、だれかれが言うてる、市民5万3,976名、その辺をよく考えて物を言いなさいよ。1人、2人言うてるやつを拡大させて、言うてる、言うてる。

市の行政の立場、今お話ししたとおりです。十分理解してください。

○吉本議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 引き続き、再々質問にお答えいたします。

先ほど、尾和議員、子供ができれば紀の川市ほか、岩出から外へ転出されるという声があるとおっしゃられました。子育て家庭のみならず、どこに住むかというのは、いろんな通勤の状況であるとか、買い物が便利か、あるいは静かなところで住

みたい、いろんな理由あるかと思います。その中で、子ども医療がどうでというところで、居住地を決める理由にされているのかどうか、その辺の正確な評価というのはなかなかつかむのは難しいところではありますが、ちなみに、平成28年度、昨年4月から今月まで、子ども医療に関しては、最も関係が深いであろうと思われる小学生でありますけども、小学生、この1年間に、岩出に40名、転入されてきております。転出された方が32名ということであります。わずかながらではあります、転入されている子供さんが多いというところでもあります。

もし、子ども医療をもって判断するというのであれば、岩出市の子ども医療を初めとする子育て施策、ある一定の評価を得ているものと感じております。

以上です。

○吉本議長 これでは、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

引き続きまして、5番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、5番目の選挙に関して質問をさせていただきます。

選挙管理委員会の委員長も出席をしていただいておりますので、率直に、この場で議論をしていきたいなと、質問していきたいなと思っております。

岩出市の選挙に関して、毎回毎回、投票率が低下をしている。岩出町時代から比較しても、昭和52年の投票率が87%をピークに、56年は86%、平成元年の無投票を境にして、年々低下をしていると。その要因にはいろいろあるでしょう。新しく岩出に居住されている方がだんだんふえてきているという、岩出市の行政に関心がない、無関心であるという人も中にはおられることは、これは否めない事実であります。有権者が増加をして、52年の当時、約1万3,000名、現在は4万3,302名、約3倍にも増加をしてきております。

一方、議員定数は、当時に比べてマイナスで、現在は16名となって、人口はふえるけれども、議員数は、逆に少なくなっていると、こういう実態を私は議員として、あるべき市政としては、多くの課題が山積しているなど。市民の声に答えていないのが問題点であるというふうに認識をしております。

選挙への参加は、民主主義のバロメーターであり、二元代表制における結果として、危機感を持つべきであると、私は現在思っております。さきの市長選あるいは市議選においても、投票率は芳しくないのが実態であります。

そこで、選挙管理委員会として、いかに投票率を向上させていくのか、あらゆる機会を捉えて促進されることは、最も喫緊の重要な課題と私は思っております。

選挙管理委員会だけではないんですが、市民の皆さんも選挙に関して関心を持ってもらうということは、一方、大切なんですけども。そこで、選管として、この低投票率をどのように分析をして、現在、この現状について認識をどう持っておられるのか、ご答弁をいただきたいと思います。

2番目に、あらゆる手段の中の1つとして、私は以前から提案をしておるんですが、選挙公報を選挙管理委員会で作成して、全戸配布していく、そういうことも考えるべきではないかというふうに思っております。

3番目に、投票率を上げるために、期日前投票所を岩出市役所だけではなくて、期日前投票される方が非常に昨今増加をしている関係から、量販店等、そういう施設を期日前投票の投票所をふやしていく、設置をしてふやしていくということについて、どのようにお考えなのか、考えをお聞かせください。

それから、最後になりますが、投票したくてもできない身体障がい者の皆さんがおられます。具体的に、投票しやすい環境をつくっていただきたい、改善をしていただきたいと考えておりますが、それらについて、ご答弁をいただきたいと思いません。

○吉本議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

選挙管理委員会委員長。

○上西選挙管理委員会委員長 それでは、尾和議員の選挙に関してのご質問にお答えしたいと思います。

1点目の低投票率の現状についてであります。選挙管理委員会といたしましても、選挙の適正な執行と管理はもちろんのこと、投票率の向上にも大きな責務の1つとして認識しております。

市民にとって身近な市政選挙における投票率は、平成28年10月2日執行の市長選挙では36.81%、平成29年1月29日執行の市議会議員一般選挙では44.26%となっております。

国政や県政選挙における投票率を見ても、県内の他市町村と比較して低くなっている現状であります。投票率は、選挙の争点、当日の天候、候補者数など、さまざまな要因が総合的に影響すると言われますが、長期的に見た場合、低下している傾向にあります。

先ほどもおっしゃってましたが、民主主義の根幹である選挙の投票率が低下の傾向にあることは、まことに憂慮すべき問題であると私は考えております。

意識調査に基づき、一般的に言われている低投票率の要因としては、政治に対す

る関心の低さ、投票したい候補者がいない、投票しても何も変わらないという諦めなどが言われております。

都市化が進み、人口が増加している岩出市では、投票率が低いと言われている若年層の比率が高いことも影響しているのではないかと考えます。投票率の向上については、一朝一夕で効果の出るものではなく、地道な活動を継続して行うことが必要であり、これまでもさまざまな啓発活動に取り組んできたところでもあります。今後も先進事例の調査・研究に努めるとともに、引き続きさまざまな啓発活動に取り組んでまいります。

次に、2点目の選挙公報の全戸配布、実施してはどうかであります。有権者が候補者などの政策を知ることができ、投票する際の判断材料の1つとなることは、選挙管理委員会でも認識しているところであります。

県内他市の状況なども参考にしながら、検討・協議をしております。

県内他市の状況としまして、和歌山市のほかでは、市政選挙における選挙公報の発行はしておりません。その理由として、まず、選挙期間が短い、それから配布するのに新聞広告でありますと、新聞にとってない人がありますね。全戸行き渡らないということ、いろんな面で公平性の問題が出てくるという意見が委員会の中にもあります。それから、作成するのに、先ほどちょっと議員さんがおっしゃってましたけども、これ、選挙管理委員会がつくる公報ではありません。条例で議会が制定して、やれというのであれば、作成は候補者に依存されると思います。候補者にとってみれば、政策を訴える1つの機会でありますけれども、その内容が制限、いろんな人によって、提出してない人もあるんでしょうね。一般に、経歴、政策、そういうものは記載しているところもあるんですけども、その作成は個人、立候補者に委ねられています。

そのようなことで、もう1つ考えてみるなら、なぜ選挙運動用のポスターの掲示場があるのか。車走ってて、それら見てる間ないよと言う方もあるんでしょうけど、本当に候補者の政策とか、経歴とか、顔写真だとか、そこらあたりはポスターの掲示場で出ております。

それから、インターネットでの選挙運動が解禁されたことで、候補者自身もインターネットで情報が発信できるわけです。選挙公報は実施しても、熱心な人は読むかもしれませんが、どれだけの人に読んでもらえるのかなどの議論があり、それから、相前後しますけど、選挙公報が時期ずれますと、期日前投票に行ってる方が、既に後から送ってくるわけですね。日曜日に告示して、それから輪転機かけ

て、2日、3日、必ずかかるわけです。そうすると、同じ公平の中で選挙を行うとしたならば、もう既に出てしまっているようなところが、不合理差が出てきております。そこらのことを選挙管理委員会のほうで十分に検討しているのは事実です。

しかしながら、和歌山市を除いてですけど、いろいろ検討しておりますけれども、選挙管理委員会の内部の意見では、見送る、それから、もっと研究して、引き続き他市の状況などを勘案しながら実施できるものは実施すればいいのではないのかなと思います。

それから、3点目の量販店での期日前投票所の設置についてですけど、この件につきましても、選挙人の利便性の向上のための取り組みの1つであることは、選挙管理委員会としても認識しているところでありますが、県内の他の市町村の状況なども参考にしながら、いろいろ討議いたしました。結局、和歌山県で、提案ですか、繁華街で、スーパー等で開設したらどうなんというようなご意見ですけども、適当な場所というのは、どうしてもスーパーの一式、繁華街で借ると、他人の建物、借りないかんです。そうすると、やっぱり制約もありますわね。自分だけやって、来年は私とこ使ってくださいというようなことが出てこようかと思いますが、そこらあたりの不公平さも出てくる。

それから、一番私心配しているのは、それをやられることによって、期日前することによって、1週間の会場をずっと、投票所を開設するわけです。まず考えなければならぬのは人件費、人員、コストが非常に高くなってくともあります。そういうことで考えてみますと、これもふやせばいいというもんでもないな。もっとほかに投票率の向上の考えていくべき道がないのかなと、このように考えております。

それから、4点目の障がい者の具体的な対応についてであります。まず身体の重い障がいなどにより投票に行けない方は、郵便等で自宅などで投票することができ、郵便などによる不在者投票という制度があります。これは対象となる障がい者の方が、事前に選挙管理委員会に申請をしていただいて、証明書の交付を受けていただきます。選挙が執行されるごとに、投票用紙を請求して、送付をされてきた投票用紙を自宅などで記載して、これをまた郵便物などにより選挙管理委員会に返送して、投票するものです。

次に、投票所での対応としましては、入り口の段差解消のためのスロープの設置を初めとして、車椅子や車椅子用の記載台、老眼鏡、拡大鏡、文鎮、点字機などを用意しております。

また、選挙人を常時介護している補助者や介護者は、障がい者の方に同伴して、投票所に入場することも可能ですが、その場合でも、家族の方が代筆して投票することはできません。身体の故障やその他の理由により、みずから投票用紙に記載できない方には、投票所の係員が選挙人の投票を代筆する代理投票という制度や目の不自由な方には、点字投票という制度がありますので、お申し出いただければと思います。

なお、障がい者の方が投票所で円滑に気持ちよく投票できるよう、選挙の執行の都度、直前に事務従事者に対しての説明会で特段の配慮するようお願いしているところでもあります。

今後も障がい者だけではなく、高齢者や初めて投票する人などにも気持ちよく投票していただけるよう、投票環境の向上に努めるとともに、投票率の向上に向けて取り組んでまいります。

以上のとおりでございますが、その他の詳細につきましては、書記長のほうからお答えさせていただきます。

○吉本議長 選挙管理委員会書記長。

○中西選挙管理委員会書記長 それでは、ただいま委員長からもありました低投票率の現状について、認識しているところであり、さまざまな活動に取り組んでいるということを答弁させていただきました。その活動等について、私のほうから説明をさせていただきます。

なお、尾和議員から先ほどありましたように、以前、平成25年3月の議会でも同様の質問をいただいております。その後、工夫、改善をしてまいりますという答弁をさせていただきます。その後に取り組んできた内容を主に説明をさせていただきますと思います。

まず、投票率を考える上で欠かすことができない若者への対策としての取り組みであります。若者にいかに政治や選挙に関心を持っていただくかということが重要な課題であり、主権者教育への取り組みが必要であると考えてございます。

市選挙管理委員会では、和歌山県の「出張県政おはなし講座」という事業を活用した選挙の大切さを知ろうというテーマの選挙出前講座に、県選挙管理委員会と市教育委員会とともに取り組んでございます。これは若者への政治、選挙への関心を高め、社会参画への意識向上につなげることを目的として、選管職員が小学校に伺い、主に小学6年生を対象に、選挙に関する講座を行うものであります。

その内容は、選挙のお話として、選挙って何だろう、なぜ投票することが大事な

のかといったことを中心に、選挙についてわかりやすく説明するほか、選挙にかかわる簡単なクイズを実施します。また、模擬投票として、実際の選挙で用いられている投票箱や記載台等を使用し、児童に投票や開票作業を体験していただきます。投票用紙も実際に国政選挙等で使用している規格と同じものを使用します。

なお、この選挙出前講座は、平成27年9月の公職選挙法の改正により選挙権年齢の引き下げがありました。これに伴い、平成27年度からは高校生も対象に加えて取り組んでございます。自分たち一人一人の暮らしや将来に影響するとても大切な機会であることを子供たちにぜひ知っていただきたいというふうに考えてございます。

次に、新有権者への啓発はがきの発送ということで、これは平成25年7月執行の参議院選挙から定時登録も含めて、選挙人名簿の登録の都度、毎回実施してございます。これは年齢要件を満たし、選挙人名簿に初めて登録された人全員に、投票に参加できるようになったことのお祝いとその権利を積極的に行使するとともに、1票の権利を大切に使うしてほしいというメッセージを記したはがきを発送して、選挙への関心を高めていただくというものでございます。

明るい選挙のイメージキャラクターの「めいすいくん」が、あなたが主役ですと訴えかけるものになってございます。

そのほか、これまでの取り組みといたしましては、若年層の投票立会人の募集、小さいお子さんを持つ保護者への投票を促すため、保育所や幼稚園児への啓発物資の配布、成人式での市長の式次であったり啓発物資の配布というようなことも行ってございます。

次に、投票環境の向上のための取り組みであります。期日前投票宣誓書の投票所入場券裏面への印刷、これは平成26年11月の県知事選挙から行っております。これは、入場券の裏面にあらかじめ宣誓書を印刷することにより、住所や名前等を事前に記入することができ、期日前投票所での受け付けがスムーズになるもので、受付での混雑の解消につながっていると考えてございます。

次に、投票所、投票区域の見直し、これも平成26年11月の県知事選挙に行いました。中島地域におきましては、以前、中島会館を利用させていただいておりましたが、場所がわかりづらいとか、駐車場が少ないといったご意見もいただいております。さぎのせ公園管理事務所、これが供用開始されたことに伴いまして、変更させていただいております。それと同時に、投票区域についても一部見直しなどを行っております。

その他、これまでの取り組みとして、投票所の雰囲気づくりとして、BGMをか

けるようにしたり、つえ休めということで、高齢者の方、最近、つえを持って投票所にお越しいただくことが多くなってございます。投票、記載する際に邪魔になるということで、このつえをひっかけていただくような器具、こういうのも記載台に設置するなど、そういう対応もしてございます。

次に、その他、全般的に選挙に関心を持っていただくための取り組みということで、時間ごとの各投票所における投票率の速報、これを随時、市ウェブサイトに掲載したり、また、国政選挙における投票率、これを県内他市と比較したり、市内の投票所ごとに比較したチラシ、こういうのを作成して、市政懇談会や区自治会長会議等で配布、説明するなどしてございます。岩出市の投票率、それぞれの地域における投票率の現状の周知に努めているところでございます。

取り組みにつきましては、以上でございます。

なお、2点目や3点目、4点目につきましては、委員長が答弁したとおりでございます。

○吉本議長　しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開いたします。

休憩 (12時0分)

再開 (13時15分)

○吉本議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　選挙に関して、今、選挙管理委員会の委員長、長文にわたって答弁いただきました。ありがとうございます。今の答弁の中で、二、三気づいたところを再質問させていただきたいと思うんですが、選挙管理委員会として努力されておることについては、日ごろから、それについては敬意を表しております。

しかし、この低投票率をいかに向上していくのかというスタンスとして、あれもあかん、これもあかんじゃなくして、こういう機会を捉えて、やっぱり1つでも2つでも前進をさせていくということが、私は求められるのではないだろうか。

それは、選挙管理委員会が、全てこの低投票率の責任をとれということでは、これはないと思うんですね。我々市民として、行政にかかわりのある岩出市民が、日常的に行政のやられることについて関心を持ち、身近な問題として捉えていくということは、これは非常に大切なことですから、これは否定するものではありませんが、

そういう中から、今、私としては選挙公報、これは1つの手段ではないだろうか。

大阪府下は、これ全部やっております。ただ、この紀泉の山を越えると、和歌山市のほうで、和歌山県内では取り組みがされてないところが非常に多いという状況ですから、なかんずく、岩出市の投票率というのは、和歌山県下で最低と言って過言ではないと思いますね。

だから、選挙管理委員会の権威を上げる意味でも、ぜひ提案しましたことについて、1つでも2つでも前向きに取り組みを選挙管理委員会の中で議論されて実施をしていきたいというように思っていますので、その点について答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

選挙管理委員会書記長。

○中西選挙管理委員会書記長 尾和議員の再質問にお答えをいたします。

大阪府等では、全市町村もやっているというようなご意見でございます。県外の自治体では、市政選挙における選挙公報、これ発行されていることにつきましては、当然、市選挙管理委員会としても承知してございます。ただ、市政選挙における選挙公報の発行につきましては、義務ではなくて、あくまで任意ということでございます。各地方自治体の状況に応じて、各自治体の判断に委ねられてございますので、その判断につきましては、先ほど委員長が答弁したとおり、岩出市の選挙管理委員会としての判断は、現在のところ見送るところでございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 障がい者の方の投票しやすいような環境づくり、これは1つ具体的に提案をさせていただきたいと思うんですが、さきの選挙において、私に投票のあり方についていただきました。ある方が、こういう顔写真にされて、その中から選んでいくということで、判断能力が多少欠ける方なんですけども、この中から指をさして、それにおいて代筆で書かれたと、丸したということでしたか、そういうことをやられたことがありました。

これも、全て選挙民がみずからつくっていかないといけないということでもありますので、ここら辺も参考にして、次回からは、そういう知的障がい者の方に対する投票のあり方、ここについても1つに参考にしていただいて、できることから実施をお願いをしたいというふうに思っていますので、よろしくをお願いしたいと思います。ご答弁いただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

選挙管理委員会書記長。

○中西選挙管理委員会書記長 尾和議員の再々質問にお答えをいたします。

代理投票等での意思確認の方法ということでのご質問かと思えます。代理投票における本人の意思確認の方法、これにつきましては、原則といたしまして、口頭で伝えていただくとか、候補者一覧、氏名掲示がございます。それを指さしていただくというようなことで対応させていただいております。

なお、これらが困難な場合がありますが、選挙人の容体というのはさまざまでございます。必要に応じて、選挙人の家族とか、付き添いの方と事前に打ち合わせを行うなど、個々の選挙人の状態に応じて、きめ細かく適切に対応し、その意思確認に十分努力してまいりたいというふうに考えてございます。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

引き続きまして、6番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、岩出市の交通渋滞対策についてお聞きをしたいと思います。

まず第1番目に、岩出橋周辺の朝晩の渋滞状況についてですが、これについては、岩出橋が完成した暁には、もっとスムーズに交通渋滞がなくなるというように思っております。

そこで、岩出橋の現在工事をやられておりますが、完成時期については、予定としてつかんでおられると思いますが、いつごろになるのか、これについてお聞きをまずしておきます。

それから、2番目に、根来安上道路というのは、県道加太粉河線のエニシルの前の交差点なんですけども、ここのところ、朝晩、非常に渋滞が生じており、根来西の交差点、セブンイレブンのところ、それから安上の福山さんとこの手前の三差路、山野さんとこの三差路あたりまで渋滞が生じております。

この解消のために、ある方から、あそこの運送屋の方なんですけども、大型の出ることが非常に難しいということで、東から西に行く交差点、この信号に右折可の指示機を設置、ぜひしてほしいと。そうすれば、エニシルに向かって行く車の流れが非常にスムーズになるのではないかな。青から赤になる間が非常に短くて、二、三台しか右折できないという状況にあります。

そういう意味では、そこに設置をする必要があるんじゃないかなというように思っておりますので、関係機関と協議を進めていただいて、設置可能かどうか、取

り組みをお願いをしたいというように思っていますので、市当局の答弁をお願いをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 尾和議員のご質問、岩出橋の完成時期についてですが、平成29年度末完成予定となっております。

なお、岩出橋の完成供用後に仮設物や旧橋の撤去工事を行うと聞いております。

○吉本議長 総務部長。

○藤平総務部長 通告に基づきまして、答弁をいたします。

尾和議員ご質問の交通渋滞の対策についての根来安上道路の交差点、右折指示機の設置につきましては、平成27年4月に要望があり、岩出警察署に要望したところ、右折信号を設置するには、道路形状等から設置は難しいとの回答をいただいた経緯がございます。その後、交差点改良工事が行われたことや、3月18日に京奈和自動車道紀北西道路が開通したことなどにより、交通量の変化も考えられることから、岩出警察署に対し、市議会において一般質問があったことをお伝えいたします。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 岩出橋の完成時期なのですが、これは29年末といたしますと、来年の3月31日までに供用開始ができるということで理解してよろしいのか、再度確認をさせていただきます。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 再質問にお答えします。

29年度末完成予定ということですので、平成30年3月31日までの完成予定ということでございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

(な し)

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

引き続きまして、7番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 7番目の質問をさせていただきます。

教育勅語についての質問であります。

今、学校法人森友学園の開校に関して、さまざまな問題点が噴出をしております。きょうも、聞くところによりますと、午前10時から、昼から、また証人喚問がされて、どのようになるのか、我々も非常に関心があるところでありますが、今回は、学校用地が近隣の10分の1の価格で依頼者に払い下げた問題、それから、理事長の辞任で多くの疑惑が渦巻く中、幕引きが図られようとしております。

この問題の背景には、安倍総理、日本会議、日本維新の会とつながりを考える必要があると思っております。この3団体は、考えの基本に、反共、皇室の尊重、憲法改悪、愛国主義の推進、国防の充実のそれが本質であります。

この影響を受けて、この2月に文科省から小中学校の指導要綱案の前文に「国を愛する態度」が付加され、幼稚園教育要綱にも「我が国の国家に親しむ」が追加されてきております。

この森友学園は、教育勅語や愛国行進曲等園児に暗唱させている。私は、国有地の払い下げ、補助金の問題、寄附金の問題等々については、この場では、私としては質問する意思はありません。

しかし、今回、教育勅語の暗唱に関して、これは岩出市の教育行政にとってもかわりがありますので、質問をしていきたいと思っております。

そもそも教育勅語は、1890年、明治23年に発布され、以降、日本は万世一系の天皇を中心とした神の国であるという考えが、教育の中心であったわけであります。稲田防衛相が言う教育勅語の中の親孝行はとてもよい面だという、親孝行等の道徳とともに、天皇の民としての秩序を説く、この勅語は、木を見て、森を見ない、一面的な評価であり、塚本幼稚園での園児に暗唱させることを安倍総理夫人は絶賛して、涙を流しております。さらに、安倍総理も私の考えに非常に共鳴している方だと評価をしているのであります。この現状は、戦前思考の考え方であり、あの第二次世界大戦で、アジアで2,000万人、日本人で300万人もの戦死をしたことを賛美するものと言えらると思っております。

そこで、岩出市において、この教育勅語に関するこの教育をどのように見ているのか、認識されているのか、最初にお聞きをしたいと思います。

2番目に、豊中市の現状をどう見ているのか。豊中市のこの問題の発端は、私のつき合いをしている木村 真市議が国有地払い下げの問題で、国交省に問い合わせ、財務省に問い合わせたところ、黒塗りの情報公開が出され、それに疑問を感じて、さらに裁判に訴えるということで、公開をしてきた。その中身が、今のような状況を生んでおり、いろいろな多方面にわたって、ドミノ式に広がっているのが実態で

あります。それについて、どのように認識をされているのか。

それから、3番目に、岩出市の教育方針をこれらの教育勅語に基づくものではないということを確認をさせていただきたいというふうに思っていますので、それについてご答弁をいただきたいと思います。

4番目に、日本国憲法の三原則である、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重をどう守っていくのか。

教育現場における以上の4点について、市当局の答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの7番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員のご質問、教育勅語についてお答えをいたします。

1点目と2点目につきましては、他の自治体のことである上に、また、私立の学校法人のことでもありますので、コメントする立場ではありません。

3点目と4点目につきましては、日本国民は、国の最高法規である日本国憲法を何よりも尊重しなければなりません。教育については、日本国憲法はもとより、その主旨に基づく教育基本法にのっとり進めなければならないと考えております。

なお、具体的な中身については、教育委員長及び教育長に答弁をしてもらいます。

○吉本議長 教育委員長。

○中村教育委員長 尾和議員のご質問、教育勅語についてお答えいたします。

1点目と2点目につきましては、市長答弁のとおり、他の自治体のことである上、それに私立の学校法人のことでもありますので、コメントする立場ではありません。

3点目と4点目につきましても、市長答弁のとおり、教育については、日本国憲法はもとより、その主旨に基づく教育基本法にのっとり進めなければならないと考えております。

この基本的な考えを踏まえた上で、学校教育につきましては、学校教育法や学習指導要領等に基づき、生涯学習分野におきましては、生涯学習振興法やスポーツ基本法等に基づき教育を進めております。

なお、詳細につきましては、教育長に答弁をさせます。

○吉本議長 教育長。

○平松教育長 尾和議員のご質問、教育勅語についてお答えします。

1点目、戦前思考のこの教育をどう認識しているのかと、2点目の豊中市の現状をどう見ているのかにつきましては、市長並びに教育委員長の答弁のとおり、他の自治体のことである上に、私立の学校法人のことでもありますので、コメントする立

場にはございません。

3点目の岩出市の教育方針につきましては、確かな学力の育成と文化・スポーツの振興を重点目標に掲げ取り組んでいるところでございます。

なお、国旗・国歌の取り扱いにつきましては、小学校学習指導要領の第6章特別活動の第3指導計画の作成と内容の取扱いにおいて、「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。」と定められており、中学校学習指導要領も同様であります。

本市のみならず、学習指導要領に基づき教育を行うことは公教育の務めでありま

す。

4点目の日本国憲法の三原則、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重をどう守っていくのかにつきましては、日本国憲法、教育基本法、学校教育法、生涯学習振興法等にのっとり、教育基本法の前文にあるとおり「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育」をこれまでもそうでありましたけれども、これからも推進してまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきました。日本国憲法を尊重すると。これは最も現行憲法についての統一した認識であろうと、私はそのように思っております。

そこで、教育勅語については一言も、各皆さん述べられておりませんが、現に、この教育勅語については、本当に教育の力というのは非常に大きく反映をしております。1948年に教育勅語が廃止され、教育基本法がつくられました。その中で、民主国家の主権者たるに育てることが教育の目標とされ、民主主義国家によって、日本は国際社会で確固たる地位を占めるものである。

そこから、最近、文科省が、教育勅語は戦前の教育方針であり、教育勅語を戦前のように学校教育に取り入れることはふさわしくないとっております。そこで、この件について、岩出市の教育委員会が教育勅語についてどういう姿勢で臨まれようとしているのか、ここをお聞きをしたいと思います。

それから、この幼稚園では、教育勅語以外に「海行かば」という歌を歌わせているということを聞いております。この歌の意味は、ご存じやと思うんですが、「海を行けば、水に漬かった死体となり、山を行けば、草の生えたる死体となって、天皇の足元にこそ死のう。後ろを振り返ることはしない。」という内容の歌でありま

す。まさしく戦前のあの忌まわしい軍国主義の時代に歌われてきた歌であり、現在も教育勅語と相並んで、「海行かば」という歌が歌われているのが実態であるということを考えれば、再び、戦前の社会に戻らないような教育方針というのを岩出市においても構築していく必要があると私は思っておりますが、その2点について、再度ご答弁をいただきたいと思えます。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 尾和議員の再質問にお答えします。

2点あったかと思いますが、まず、森友学園の教育内容につきましては、先ほどからお答えしてありますとおり、他の自治体のことであり、まして私学のことでありますので、コメントする立場にはございません。

それから、教育勅語につきましては、先ほど議員からもありましたように、昭和23年6月19日の国会の決議で公式に否定されたということで、そういう認識でしてございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 教育長が、教育勅語については、こういう考えではないということはよくわかりました。わかったんですが、その中で、教育勅語の中に問題なところがあるんですけども、これ口語訳で、ある学者が発表している内容ですけども、「永遠に続くぼくたち天皇家を護るために戦争に行ってください。それが正義であり『人としての正しい道』なんです。そのことは、きみたちが、ただ単にぼくの忠実な臣下であることを証明するだけでなく、きみたちの祖先が同じように忠誠を誓っていたことを讃えることにもなるのです。」という文章が中にあります。

こういう教育勅語の中に書かれている点については、岩出市においては、教育勅語については否定をしている、今後そういう教育はしないという理解でよろしいのか、最後にご答弁をいただきたい。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 尾和議員の再々質問にお答えします。

先ほどもお答えしましたように、国会の決議というもので公式に否定されたという認識でございます。それから、道徳の教えというのは、現在、親孝行とか仲よくしていく、こういったことは、言わずもがなということでございます。

○吉本議長　これで、尾和弘一議員の7番目の質問を終わります。

　　以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。